

鹿行発 第76号

平成27年7月2日

鹿児島県行政書士会

会長 鎌田 敬



会員各位

お知らせ

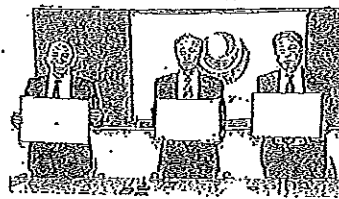
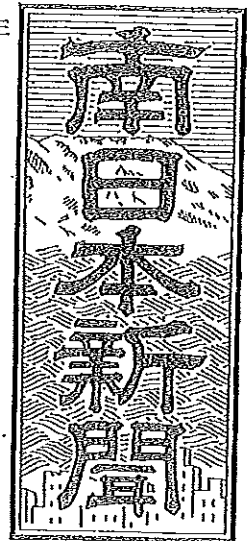
平成27年7月1日、九州運輸局鹿児島運輸支局と軽自動車検査協会鹿児島事務所と鹿児島県行政書士会は大規模災害時における被災車両の処分手続き協力に関する協定書の締結を無事に終了致しましたので、ご報告いたします。

平成27年7月2日 木曜日 南日本新聞掲載記事

2015(平成27)年

7月2日

木曜日



大規模災害時の被災車両処分協力の鹿児島県行政書士会

鹿児島県行政書士会

大規模災害時の被災車両の処分手続きに協力するため、鹿児島県行政書士会は1日、九州運輸局鹿児島運輸支局と軽自動車検査協会鹿児島事務所に対し、支援要員を派遣する協定を結んだ。

東日本大震災のような災害では車自体が使えなくなるほか、廃車などの処分手続きに必要な印鑑証明や車検証の入手も困難になる。手続きの遅れは被災者の不利益にもなるとして、運輸支局側が協力を求めている。

行政書士会は25人程度の要員は確保できるとしている。鎌田敬会長は「社会貢献の一環、鹿児島運輸支局とも連携し、迅速な手続きの方法を学ぶ講習会を開きたい」と話した。

協定を締結した鹿児島県行政書士会の鎌田敬会長(右)ら1日、鹿児島市の鹿児島運輸支局(山谷庁舎)

鹿児島運輸支局によると、同様の協定締結は、九州では宮崎県に次いで2例目。

会費引き落としのお知らせ

平成27年7月21日が会費の引き落とし日です。

(※引き落とし口座の残高の確認を宜しくお願い致します。)

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。